



福岡医発第402号(地)

平成21年5月21日

各医師会長 殿

福岡県医師会

会長 横倉 義武

(公印省略)

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No.30」の提供について

今般、(財)日本医療機能評価機構から「医療安全情報 No.30」が提供された旨、福岡県保健医療介護部医療指導課長より別紙写のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、医療安全情報を含め(財)日本医療機能評価機構の報告書、年報は、同機構のホームページ <http://jcqlhc.or.jp/html/accident.htm#med-safe> に掲載されておりますので、貴会会員の医療安全対策の推進にご活用いただきますよう周知方お願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療安全管理担当理事 島田昇二郎
会長 丸山 泉

公印省略

21医指第207号-3

平成21年5月18日

各関係団体の長 殿

福岡県保健医療介護部医療指導課長
(医療指導係)

医療事故情報収集等事業「医療安全情報 No 30」の提供について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、(財)日本医療機能評価機構から別紙のとおり、「医療安全情報 No.30」が提供されましたのでお知らせします。

なお、上記医療安全情報を含め(財)日本医療機能評価機構の報告書、年報は同機構のホームページ (<http://www.jcqh.or.jp/html/accident.htm#med-safe>) に掲載されておりますので、ご活用くださるとともに、貴会会員に対し周知していただきますようお願いいたします。





事故防止 26号
平成21年5月15日

各都道府県知事
各政令市市長 殿
各特別区区長

財団法人日本医療機能評価機構
特命理事（医療事故防止事業部担当）野本亀久雄
（公印省略）

医療事故情報収集等事業 「医療安全情報 No. 30」の提供について

平素より当事業部の実施する事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、医療事故情報収集等事業において収集した情報のうち、特に周知すべき情報を取りまとめ、5月15日に「医療安全情報 No. 30」を当事業参加登録医療機関並びに当事業参加医療機関以外で希望する病院に提供いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この医療安全情報を含め報告書、年報は、当機構のホームページ（<http://www.jcqh.or.jp/html/accident.htm#med-safe>）にも掲載いたしておりますので、貴管下医療機関等に周知いただきご活用いただければ大変幸いに存じます。

今後とも有用な情報提供となるよう医療安全情報の内容の充実に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご協力のほど宜しくお願い申し上げます。



財団法人 日本医療機能評価機構

医療事故情報収集等事業

医療 安全情報

No.30 2009年5月

アレルギーの既往が わかっている薬剤の投与

アレルギーの既往がわかっている薬剤を投与した事例が12件報告されています。そのうち、診療録の決められた場所に薬物アレルギー情報の記載がなく、診療録などの他の場所に記載されていたため、投与禁忌である薬剤を患者に投与した事例が8件報告されています。(集計期間:2006年1月1日～2009年1月31日、第12回報告書「共有すべき医療事故情報」に一部を掲載)。

**診療録の決められた場所に
薬物アレルギー情報の記載がなかったため、
禁忌薬剤を投与した事例が報告されています。**

薬物アレルギー情報が記載してあった場所

- ・カルテの経過記録
- ・外来予診カード
- ・アナムネ用紙
- ・外来カルテに貼付された紹介状

◆アレルギーがわかっている薬剤の投与に関連した事例には、この他、薬物アレルギー情報を確認しなかった事例や、薬物アレルギー情報の記載が不十分であった事例が報告されています。

[アレルギーの既往がわかっている薬剤の投与]

事 例

前回入院時、医師Aは、患者にクラビット内服によるアレルギー反応が認められたことを電子カルテの経過記録に記載したが、電子カルテ内の決められた場所にアレルギーに関する記載をしなかった。そのため、今回担当した医師Bは、患者にクラビットを処方した。

事例が発生した医療機関の取り組み

薬物アレルギー情報を、
アレルギーの有無を含めて、いつ、誰が、
カルテのどこに記載するかを明確にする。

※この医療安全情報は、医療事故情報収集等事業（厚生労働省補助事業）において収集された事例をもとに、当事業の一環として専門家の意見に基づき、医療事故の発生予防、再発防止のために作成されたものです。当事業の趣旨等の詳細については、当機構ホームページに掲載されている報告書および年報をご覧ください。

<http://www.jcqh.or.jp/html/accident.htm#med-safe>

※この情報の作成にあたり、作成時における正確性については万全を期しておりますが、その内容を将来にわたり保証するものではありません。

※この情報は、医療従事者の裁量を制限したり、医療従事者に義務や責任を課したりするものではありません。



財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部

〒101-0061 東京都千代田区三崎町1-4-17 東洋ビル10階

電話：03-5217-0252（直通） FAX：03-5217-0253（直通）

<http://www.jcqh.or.jp/html/index.htm>